

遠軽町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 28 年 9 月

遠軽町教育委員会

1. プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、遠軽町では平成24年に、各学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策についても協議してきました。

遠軽町教育委員会では、引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「遠軽町通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路の安全推進体制

関係機関との連携を図るため、以下をメンバーとして、本プログラムを策定しました。

- ・北海道開発局網走開発建設部遠軽開発事務所
- ・北海道オホツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所
- ・北海道北見方面遠軽警察署交通課
- ・遠軽町民生部住民生活課
- ・遠軽町経済部建設課
- ・遠軽町校長会
- ・遠軽町教頭会
- ・遠軽町教育委員会総務課

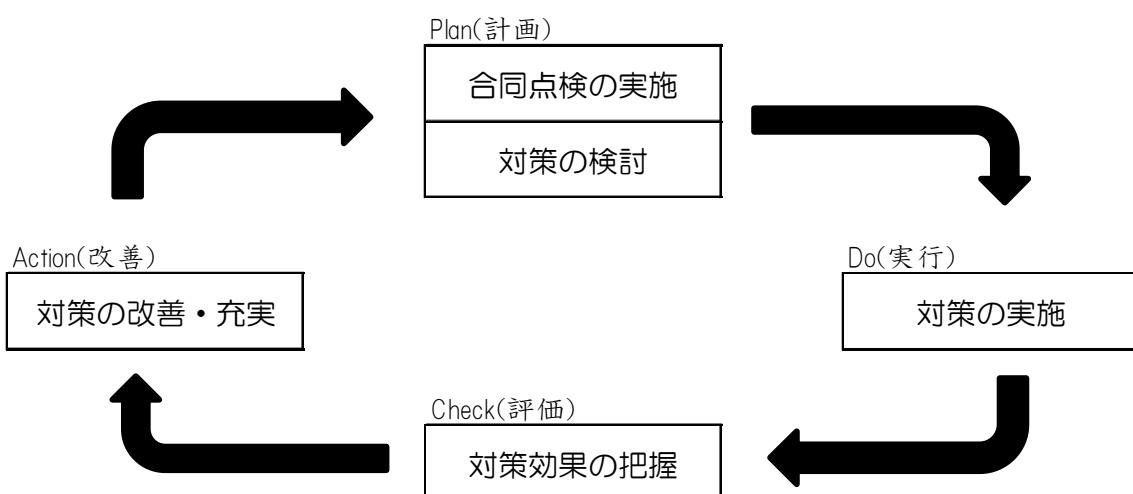
3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのP D C Aサイクル]



（2）定期的な合同点検

①合同点検の実施時期等

- ・小中学校から対策効果を毎年度聞き取る際に併せて危険箇所の報告を受け、その状況に応じ合同点検を実施します。
- ・実施時期は報告を受けた危険箇所の状況を踏まえ、冬期実施も含め適切に設定します。

②合同点検の体制

- ・小中学校ごとに、学校、道路管理者、警察、自治体等が参加する合同点検を行います。

（3）対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

（4）対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

（5）対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、小中学校等への聞き取りを実施し、対策効果の把握に努めます。

（6）対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

【別添資料】

別添1 対策一覧表（完了一覧表含む）

別添2 対策箇所図